

# 行政不服審査制度のご案内

## 行政不服審査制度とは？

行政庁の違法又は不当な処分等について、その是正を図り、市民の権利利益を保護し、行政の適正な運営を確保するための制度です。行政庁の処分等に対して不服を申し立てることを「審査請求」といいます。この制度では、行政庁の処分に対してだけでなく、法令等に基づいて申請をしたにもかかわらず何らの処分もされない場合にも審査請求をすることができます。

※「処分」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（行政庁が、法令等に基づき優越的な立場から市民に権利を与え、義務を課し、その他具体的な法律上の効果を与えること）をいいます。

### ▼ 行政不服審査制度の特徴

- ① 訴訟に比べて簡易迅速な手続です。
- ② 違法な処分等だけでなく、不当な処分等についても申立てができます。
- ③ 申立ての費用は、かかりません。

## 審査請求をするには？

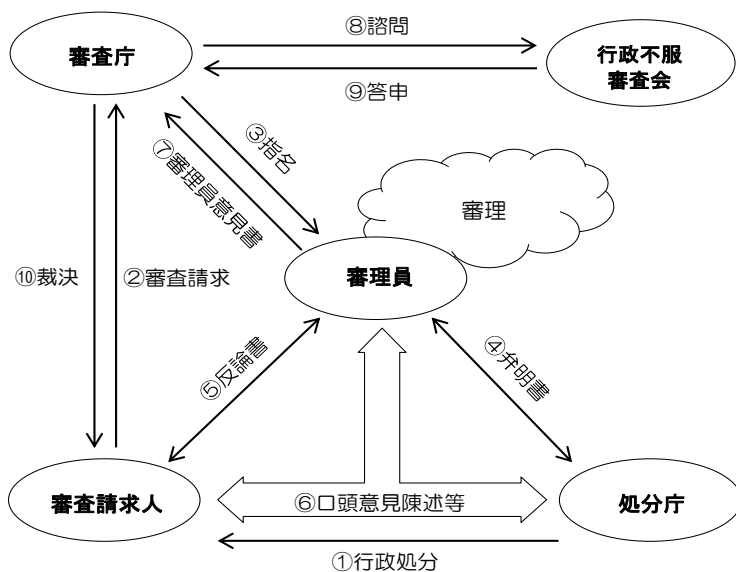
審査請求は、行政不服審査法第4条に規定されている審査請求をすべき行政庁に対し、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求書を提出して行います。審査請求書には、審査請求人の氏名（名称）・住所（居所）、審査請求に係る処分の内容など、行政不服審査法第19条に規定されている事項を記載してください。

## 審査請求をすることができるのは？

- 1 違法又は不当な処分により自己の権利利益を侵害された方
  - 2 法令等に基づき行政庁に対して申請をした方
- です。

## どんな手続をするの？

- 1 下の図にあるように①処分庁等の処分（又は不作為）について、②審査請求書を提出します。
- 2 これを受けて、審査庁は③審理員を指名します。
- 3 審理員の指示の下、④処分庁等は弁明書を、⑤審査請求人はこれに対する反論書を提出します。
- 4 ⑥口頭意見陳述（審査請求人が審理員に対して口頭で意見を述べること）を行います。
- 5 審理員が審査請求人と処分庁等の主張を公平に審理し、⑦審査庁に対し審理員意見書を提出します。
- 6 審査庁は審理員意見書を基に裁決書案を作成し、⑧行政不服審査会に対して諮問し、⑨行政不服審査会の答申を受け、⑩この答申を尊重して審査庁が裁決を行います。



### 処分庁

審査請求に係る処分を行った行政庁（又は審査請求に係る不作為に係る行政庁）をいいます。

### 審査庁

審査請求を受け、これに対し裁決を行う行政庁をいいます。

### 審理員

審査庁に所属する職員のうちから、審査庁が指名する者をいい、審査庁から個別具体的な指揮監督を受けることなく、審査請求の審理を行います。

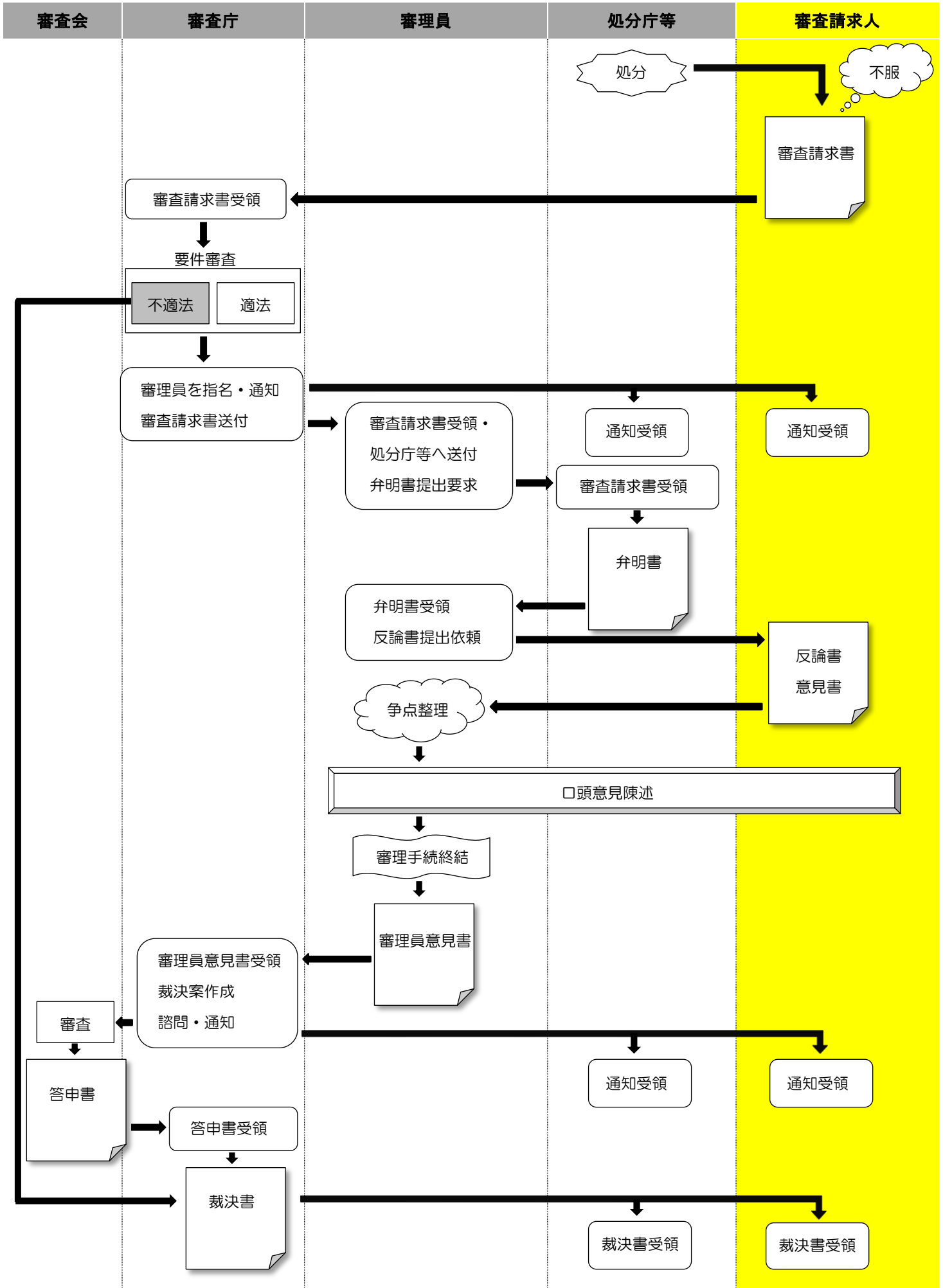
### 審査請求人

審査請求の申立人を指します。

### 行政不服審査会

審査庁からの諮問を受けて、審理員の審理手続の適正性や審査庁の判断の妥当性をチェックする機関です。外部の有識者により構成されています。

～審査請求の申立てから裁決まで～



## 審査請求人ができること

審査請求人は、行政不服審査法に基づき、次のことを行うことができます。

### 1 処分庁等の主張（弁明書）に対し、反論書を提出することができます。

→審査請求人は、弁明書の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができます。反論書に対して処分庁等から再弁明があったときは、再反論をすることができます。

### 2 証拠書類等を提出することができます。

→審査請求人は、自らの主張を理由付ける証拠書類又は証拠物を提出することができます。

### 3 証拠調べを申し立てることができます。

→審査請求人は、審理員に対し、①書類等の所持人に対し物件の提出要求をすること、②参考人に陳述を求めること、③鑑定を求めること、④必要な場所の検証をすること、⑤審理関係人に質問をすることを申し立てることができます。

### 4 審理員に提出された書類等の閲覧及び交付を求めることができます。

→審査請求人は、審理員に提出された書類等の閲覧又はその写しの交付を求めることができます（写しの交付を受ける場合は、写しの交付に係る実費（白黒1枚10円）を負担する必要があります。）。

### 5 口頭で意見を述べ、処分庁等に質問をすることができます。

→審査請求人は、審理員に対し、審査請求に係る事件に関する意見を口頭で述べること（口頭意見陳述）を申し立てることができます。また、口頭意見陳述においては、審査請求人は、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に質問をすることができます。

#### 【窓口のご案内】

- 審査請求の受付は、多摩市役所3階の文書法制課で行っています。
- 審査請求を行う場合は、審査請求書を作成の上、文書法制課に提出してください。

#### 【裁決までに要する期間】

- 審査請求書が提出されてから裁決が行われるまで、約6箇月の期間を要します。
- 口頭意見陳述・行政不服審査会に対する諮問の手続は、審査請求人の希望により行わないことができます。

#### — お問い合わせ —

多摩市役所総務部文書法制課

〒206-8666 多摩市関戸6-12-1

電話 042-338-6849

FAX 042-371-2008